国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release

令和８年3月23日
関　東　運　輸　局

一般貨物自動車運送事業者に対する事業停止及び輸送施設の使用停止処分について

法令違反の疑いがある旨の情報をきっかけとして、下記の一般貨物自動車運送事業者に対し、監査を実施しました。その結果、点呼記録の不実記載ほか複数の違反が確認されたことから令和８年3月23日付けをもって、下記のとおり貨物自動車運送事業法に基づく「３日間の事業停止等」の行政処分を行ったのでお知らせします。

記

１．違反行為の概要

令和６年１０月１日及び同年１０月３日に当該事業者（佐倉営業所）に対し監査を実施したところ、点呼記録の不実記載（貨物自動車運送事業輸送安全規則第７条第５項）等、合計9件の貨物自動車運送事業法等関係法令の規定に違反する事実が確認されました。（詳細は別紙参照）

２．処分対象事業者

- 事 業 者 名 ：ＩＢトランスポート　株式会社
- 主たる事務所の位置 ：千葉県市川市高谷２０１５－１
- 代 表 者 名 ：並木　洋介

３．処分内容

- 処分年月日 ：令和8年3月23日
- 一般貨物自動車運送事業の一部停止処分及び輸送施設の使用停止処分

当該事業者の佐倉営業所（千葉県佐倉市神門６８２－１）について、３日間の事業停止処分及び１３１日車（１３両×９日、１両×１４日）の車両停止処分。

《問い合わせ先》
関東運輸局自動車運送事業安全監理室　　担　当：平野、能城
ＴＥＬ：０４５－２１１－７２４９（直通）
ＦＡＸ：０４５－２０１－８８０４
配布先：横浜海事記者クラブ、神奈川県政記者クラブ、物流専門紙

別紙

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局自動車運送事業安全監理室

（１）行政処分の年月日	令和8年3月23日
（２）事業者の氏名又は名称及び主たる事務所の位置	ＩＢトランスポート　株式会社　（代表者：波木　洋介） 千葉県市川市高谷２０１５－１
（３）当該行政処分等に係る営業所の名称及び位置	佐倉営業所 千葉県佐倉市神門６８２－１
（４）行政処分等の内容	事業の一部停止処分３日間及び輸送施設の使用停止処分１３１日車
（５）主な違反事項	点呼記録の不実記載（貨物自動車運送事業輸送安全規則第７条第5項）
（６）違反行為の概要	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和６年１０月１日及び同年１０月３日に監査を実施。９件の違反が認められた。 （１）乗務時間等告示の遵守違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第３条第４項） （２）点呼の実施義務違反等（貨物自動車運送事業輸送安全規則第７条） （３）点呼記録の不実記載（貨物自動車運送事業輸送安全規則第７条第5項） （４）業務記録の記載事項違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第８条第１項） （５）業務記録の改ざん・不実記載（貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条第１項） （６）運行記録計による記録の不実記録（貨物自動車運送事業輸送安全規則第９条） （７）運転者に対する指導監督違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第１０条第1項） （８）運転者に対する指導監督記録の不実記載（貨物自動車運送事業輸送安全規則第１０条第1項） （９）運行管理者に対する指導及び監督違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第22条）
（７）違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数　２９点 当該事業者の累積点数（関東運輸局管内）　２９点